

コモンウェルス市民権の歴史と現在

田中俊弘

序文

かつての大英帝国構成地域を中心に53の国々からなるコモンウェルス (The Commonwealth of Nations) は、現在の国際関係においても一定の影響力を発揮している。インドが加入しているおかげもあり、世界人口のほぼ3分の1に相当する24億人を擁し、域内の名目GDPは世界の13%程度(約10.4兆米ドル)に達する⁽¹⁾。また、平和構築など様々な分野で建設的な役割も演じている⁽²⁾。国連憲章のような拘束力の強い規約を有さず、2年に一度のコモンウェルス・サミットや4年に一度のスポーツの祭典コモンウェルス・ゲームズ以外に取り立てて目につく活動もないため⁽³⁾、傍目には単なる大英帝国の残滓のようにも見えるが、他方で参加資格の剥奪が、加盟国の内政改善を求める手段になり得ている点は重要であろう。アパルトヘイト終焉後にコモンウェルス復帰を果たした南アフリカ共和国が、2010年にサッカーのワールド・カップ主催国となったように、この機構への復帰は、国際社会による承認への足がかりになりうる。2018年2月にはガンビア共和国が再加入を果たしたが、その際に英国外相ボリス・ジョンソン (Boris Johnson) が述べたように、「ある国が民主主義やガバナンス、そして法による統治を強化しようとするれば、国際社会やコモンウェルスの一員への復帰が歓迎される」のだ⁽⁴⁾。

イギリスと他の加盟国の双方にとって、コモンウェルスは今でも重要な機構である。それは、イギリス外務省の正式名称「外務及びコモンウェルス担当省 (Foreign and Commonwealth Office)」の名や、加盟国同士がお互いの国に大使館ではなく高等弁務官事務所 (High Commissioner's Office) を設置しているところにも表れている。すなわち、コモンウェルス加盟国は、お互いに外国よりも内輪の存在であり、同様に、本稿が関心を向けているコモンウェルス市民 (Commonwealth citizens) も、外国人よりも自国民に近い立場である。

昨今、このコモンウェルスへの関心が一段と高まりつつある。その一因であるイギリスのEU離脱 (Brexit) は、コモンウェルス諸国の関係にも影響を及ぼす可能性があり、コ

モンウェルス事務局のサイトにも、このテーマを扱ったいくつものワーキング・ペーパーが掲載されている⁽⁵⁾。2016年8月10日の『アイリッシュ・タイムズ (Irish Times)』紙が、「かつての帝国の繁栄の、今にも倒れそうなトーテム (ramshackle totem) である英連邦は、Brexit後のイギリスとのビジネスに門戸を開いている。英語系旧植民地との貿易を再活性化するのは、国内の不穏な状況が続く中では、好都合のように見えるだろう」と報じたように⁽⁶⁾、ヨーロッパ市場からの距離を取るイギリスにとって、コモンウェルスとの交易が重要性を増していく可能性も考えられる。

その記事には、イギリス在住でEU離脱支持と残留支持双方の立場をとったコモンウェルス市民の意見が事例的に紹介されている。前者は、EUの東欧からの白人「外国人」移住者の流入を抑えて、コモンウェルスの絆を再構築するべく離脱を支持し、後者は、EUがコモンウェルスとの交易の妨げにはなっておらず、逆に各国との交易を促進していたと考えて残留を支持した⁽⁷⁾。そもそも、コモンウェルス諸国はいずれもBrexitを望んでいなかったし、それは各国がEU市場への重要なアクセス・ルートを失う出来事になるのかもしれない。

EU離脱をめぐるイギリス国民の世論を論じる際に、国内のコモンウェルス市民の意見分裂という視点は新鮮である。この種の議論を精緻化するには、そもそもコモンウェルス市民権の理解が不可欠だが、同市民権の現状に関する具体的な説明は、ほとんど見られない。そこで本稿は、1940年代末以降のコモンウェルスの史的展開を説明した後、イギリス以外ではカナダの状況を主に参照して、英国臣民やコモンウェルス市民権の概念とその変遷をたどり、さらに、数少ない先行研究に依拠しながら、現在の状況を整理・検討する。

1. ロンドン宣言 (1949年) とコモンウェルスの展開

単語としては「公共善」を意味するコモン・ウィール (common weal) に由来するコモンウェルスは、例えば清

教徒革命時代のイギリスの政治体制やオーストリアの正式名称、そしてアメリカ合衆国のケンタッキーやヴァージニアなどの一部の州名にステイト (state) の代わりに用いられており、旧英連邦を指す固有名詞ではない⁽⁸⁾。政治思想の世界で昨今注目を集めるアントニオ・ネグリ (Antonio Negri) とマイケル・ハート (Michael Hardt) のコモンウェルス論も、本稿が扱うコモンウェルスとは別物である⁽⁹⁾。

英連邦の後継としてのコモンウェルスが誕生したのは、第二次世界大戦後のインド独立に際してであった。インドが立憲君主制ではなく共和制国家として独立する際、しかしイギリスや各国との紐帯を維持したいと望んだのを受けて、1948年の英連邦首脳会議で議論された。そして、翌年4月26日のロンドン宣言で、英国国王・女王をコモンウェルス元首に留めながらも、あくまでも参加各国の自由な連合の象徴とした。こうして共和制国家への加盟の余地を残し、インドの残留を認めたのである。それと同時に、「英国」の文字を組織名から外し、「平和と自由と進歩を追求する上で自由に協力し合う、コモンウェルスの自由で平等な成員」としての結束を謳った⁽¹⁰⁾。それは、当初はイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、インド、パキスタン、そしてセイロン (現スリランカ) からなる共同体であった。遡れば英連邦を誕生させた1931年12月11日のウェストミンスター憲章でも、「国王を英連邦の成員の自由な連合のシンボルとして、国王への共通の忠誠で結束する限りにおいて」との限定付きで⁽¹¹⁾、英国と加盟自治領 (自治植民地) の平等な関係がすでに強調されていたが、ロンドン宣言で、さらに英国王冠の束縛が弱まり、加盟国の自由度が増すこととなった。

こうして英国王・女王への忠誠が要件から外れたことで、「英連邦 (The British Commonwealth of Nations)」の「英」が取れて「コモンウェルス (The Commonwealth of Nations)」に変化したわけだが、たとえば小川浩之が、その経緯を理解しつつ、そして「それはもはや『英』ではなく、そもそも一般的な意味での『連邦』からもほど遠い」にもかかわらず、あえて著書タイトルに「英連邦」を用いたのは、コモンウェルスという語が指す意味が伝わりにくいからである⁽¹²⁾。しかし、英連邦とコモンウェルスの差異を意識するならば、少なくとも学術的な場では用語の使い分けが必要になる。

コモンウェルスへの参加要件の緩和に伴い、1950年代以降に独立した旧イギリス植民地の参加が容易になった。ロンドン宣言の初期メンバー以外で最初に1957年に加入したマレーシアとガーナのうち、前者はその独立・加入の年から自国のスルタンを国王としたし、後者も、独立の3年後には共和制に移行している⁽¹³⁾。2018年3月時点で53ヶ国ある加盟国のうち、英国国王を自国の元首とするいわゆるコモンウェルス王国 (Commonwealth Realm) は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどを含む16ヶ国のみである。

参加条件の緩和が促進剤として機能したとはいえ、イギリスの植民地支配から脱した国々の多くが、旧宗主国との共同体に参加している点は特筆に値する。イギリス帝

国がグローバリゼーション (Anglobalization) をもたらしたと主張し、イギリスの植民地支配は負の側面ばかりではなかったと指摘するニール・ファーガソン (Niall Ferguson) は、タンガニーカ (現タンザニア内陸部) 総督を務めたりチャード・ターンブル (Richard Turnbull) が口にした「大英帝国が最終的に歴史の波の下に沈む時、2つの遺物だけを残すことになるだろう。すなわちサッカーと『糞食らえ』という表現である」との発言を引きつつ、「実際には、あまりに深淵まで広がっているせいで、私たちはそれを当然視してしまいかねないほどに、帝国の遺産が現代世界を作ったのだ」と論じる⁽¹⁴⁾。現在コモンウェルスに50を超える国々が加わっているのは、イギリスの支配が負の面ばかりではなかった証とみなすこともできるのだ。

さらに、1995年に加入したモザンビークや2009年加入のルアンダのように、イギリス帝国とは直接関係していなかった国々までもがその成員になった点も注目に値する。小川は、「その後の英連邦の発展について考える際に、英連邦がそれ以上の拡大を遂げることがなかった点も重要である。つまり、…1990年代以降に加盟したモザンビークやルワンダなど若干の例外を除き、英連邦は、歴史的にイギリス帝国の一部になったことのない地域にまで加盟国を拡大することはなかったのである」と評するが⁽¹⁵⁾、むしろ、インドを共同体に留めた後、着実に発展を遂げたとの見方もできそうである。そして、そのような発展を遂げた最大の要因は、コモンウェルスが、イギリスをはじめとする先進国との紐帯となりうるからなのである。本稿の主対象であるコモンウェルス市民権も、そうした紐帯の1つとみなせる。

2. 英国臣民からコモンウェルス市民へ

コモンウェルス市民権は、英連邦誕生後に、英国臣民 (British subject) の一部に付与された権利であった。そこで本節では、英国臣民からコモンウェルス市民への移行について説明する。

英国臣民とは、イギリスの海外植民地においても、国王の保護を受け、国民として扱われる権利であった。たとえばニュージーランドのマオリたちとの間に1840年に締結されたワイタンギ条約は、主権概念に対する認識の差異や英語とマオリ語の条文の違いなどに問題があり、以後マオリを従属させる内容となったが、他方で、少なくともそれが彼らを英国臣民と認めた点だけは別の意義を有していた⁽¹⁶⁾。英国臣民やコモンウェルス市民であることは、イギリスが植民地人に与えた権利であった。

カナダなどの自治領が内政権限を持ち、それぞれで移民受け入れが出来るようになると、英国臣民の概念は運用上の問題に直面した。すなわち、自治領が帰化を認めた移民は、当該自治領内では英国臣民となるが、イギリスや他の自治領でもその地位を認められるのかという問題である。1911年の帝国会議で、カナダ代表だったウィルフリッド・ローリエ (Wilfrid Laurier) 首相は、次のように主張した。

帝国政府（イギリス）は、当然ながら帰化を認める権限を有しており、私の理解では、イギリスで発行された帰化認定状は、イギリス法制の権威の下、イギリスだけではなく、カナダやオーストラリア、その他の海外自治領でも効力を発揮するというのが法曹界の意見である。すなわち、イギリスで与えられた帰化認定状は、ある人物に世界中で英国臣民の地位を与え、海外の自治領諸国の権威の下で与えられた帰化認定状は、当該領土内のみに限定されるのだ。この法律は直ちに何らかの形で矯正されるべきだと申し上げたい。そして、ある人物が大英帝国内のどこかで、イギリス議会に委任された権威の下で英国臣民となるなら、その効力を有する法律は、その帰化を認めた国だけではなく、大英帝国全体、そして世界中で有効になるのを普遍的とする措置が取られるべきである⁽¹⁷⁾。

その結果、5年間の資格限定期間設置を条件として、帝国内全体に相互かつ共通の英国臣民の地位が認められることになった⁽¹⁸⁾。加藤普章の説明を借りれば、こうした措置を通して「『イギリス臣民』の概念が普遍的な意味を持ち、イギリス帝国全体の人的なネットワークが構築されていった」のだ⁽¹⁹⁾。

しかしその後、特に第二次世界大戦後の自治領諸国では、英国臣民という従属的な地位からの自立志向が強まっていく。カナダ市民権法で法的な定義としてのカナダ人が誕生したのは1947年のことだが、出生地主義を採用し、カナダ市民権の基礎を英国臣民に置かない内容がイギリスの政策にも影響を及ぼして、翌年のイギリス国籍法でコモンウェルス市民という新たな国籍概念が生み出された⁽²⁰⁾。イギリスが二重国籍を認めた法律でもある。この段階では、英国臣民とコモンウェルス市民は基本的に同義とされ、後者はカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ニューファンドランド（現在はカナダの一部）、インド、パキスタン、南ローデシア（現ジンバブエ）、そしてセイロンの住民に適用された⁽²¹⁾。そして、これらの国々にとっても、英国臣民のステータスが維持されることとなった。モントリオールEXPOでエリザベス女王が来加する直前の1967年6月27日のカナダ下院議会で、ケベック州ロトビニエール選出のオーギュスト・ショケット（Auguste Choquette）議員が、カナダ人としての誇りのために英国臣民の立場を放棄するようにと主張している⁽²²⁾。そうした意見が反映されるのは1977年カナダ移民法においてであったが、英国臣民の地位放棄の動きが旧自治領のナショナリズムと結びついてきた点は重要であろう。

他方、第二次世界大戦が終結して以降、当面のイギリスの移民政策は、基本的には帝国主義時代の政策継承であった。浜井祐三子が指摘したように、「具体的には、実に62年の英連邦移民法施行に至るまで、植民地のみならず英連邦の住民も『イギリス臣民』として自由に『母なる国』イギリスに入国する権利を有していた」からこそ、旧植民地からの大量の移民を招く結果になったのだ⁽²³⁾。

しかし、カリブやアジア地域などからの英国臣民のイギリス流入が進み、多民族化が進行すると、イギリスは移民を制限する法律を制定し、それに伴ってコモンウェルス市民権も変化した。その嚆矢となった前述の1962年コモンウェルス移民法（英連邦移民法）は、非白人移民の流入防止を意図して、イギリスのパスポートを有さない帝国とコモンウェルスからの移民を入国管理対象として、移民流入をほぼ半減させた⁽²⁴⁾。

それ以降のイギリスの移民政策は、コモンウェルス市民規制強化の一途をたどる。1968年と1972年の移民法改正を経て、1981年のイギリス国籍法がそのような規制を決定的にした。1948年法ではコモンウェルス市民に認められていた登録によるイギリス市民権取得が同法によって不可能となり、彼らの特権が失われた⁽²⁵⁾。もはやイギリス市民としての資格を得るためには、帰化するより他になくなったのだ。こうした一連の動きは、木畑洋一が説明する通り、「帝国=コモンウェルスの人々を『イギリス臣民』（British subjects）として位置づけ、自由な入国を認めてきたイギリスの過去との訣別の印」になった⁽²⁶⁾。他方では、1965年の人種関係法以降、イギリスでは人種差別を禁じ、多民族社会の在り様を模索する動きが進んでいくが、しかしそれは必ずしもコモンウェルス市民の優遇には直結しなかったのである。

3. コモンウェルス市民権の現在

柄谷利恵子は、1948年英国国籍法制定以降のコモンウェルス市民権について、「多重市民権や部分的市民権を許容する、重層構造をなす市民権体制を形成する可能性が最も大きい」複合・連邦型市民権モデルに近づいたと論じる⁽²⁷⁾。彼女の次のような説明が、コモンウェルス市民権の現状の一面を示している。

機能的要素については、コモンウェルス市民権はほとんどその役割を果たしていない。英国を例に挙げると、イギリスの旧植民地であったオールド・コモンウェルスの住民との間には、ある程度の双方向的な親近感が現在でも存在する。しかしながら両者の関係は、あくまでも英国とオールド・コモンウェルスの結びつきであって、英連邦を媒介とするものではない。さらにニュー・コモンウェルスの住民に対しては、現在ではその大半に対して英国入国ビザが課せられていることからわかるように、共通のアイデンティティが存在するとはいえない。つまり、英国政府が1948年に想定したような有機的関係が、英連邦加盟国全体を包括する形で形成されることはなかった⁽²⁸⁾。

前節で述べたとおり、1962年に、コモンウェルスは大きな転換点に差し掛かり、人の移動は制限されるようになった。そして1981年以降は、もはやコモンウェルス市民は、「外国人」とそれほど変わらない位置付けとなった。それゆえ研究者も、この市民権を必ずしも重視してはいない。

小川浩之の『英連邦』や他の関連書の多くも、コモンウェルス市民権を索引項目に立ててすらいない。テンデイ・ブルーム (Tendayi Bloom) は、政府間の協会であるコモンウェルス事務局 (Commonwealth Secretariat) や、市民活動の協働を支えるコモンウェルス基金 (Commonwealth Foundation) にも、あるいはロンドンのコモンウェルス学研究所 (Institute of Commonwealth Studies) にも、まとまったデータベースは存在しないし、各国の在ロンドン高等弁務館でも、自国民のコモンウェルス市民権でさえも正確に理解できているとは言い難いと嘆いている⁽²⁹⁾。

しかし現在でも、彼らの特権がなくなったわけではない。たとえば、カナダのトロントに本拠を置く移民コンサルタント会社IMMIgroupは、コモンウェルス市民の特権について次のように説明している。

- ・コモンウェルス市民が同じコモンウェルスの国々に移民しようとする場合、一般的にいくつかの恩恵を受けられる。
- ・コモンウェルス市民であることによって非コモンウェルス国家を訪れる際にも同様にアドバンテージを得られる。
- ・あなたが学生であれば、コモンウェルス奨学金の有資格者である。
- ・最後に、コモンウェルス市民として、あなたが望めばイギリス軍に従事することがほぼ間違いなく許される⁽³⁰⁾。

さらに最初の2項については具体的な説明が付け加えられているが、要約すれば、相手国との関係次第とはいえ、査証なしの入国ができるし、一部の国では、移民や帰化の申請において、非コモンウェルス国家からの移民よりも簡便かつ速やかに手続きが進められる。また、自国の大使館がない国では、イギリスの大使館や領事館が代わって対応してくれるし、コモンウェルス諸国同士でもお互いに大使館関係の支援を受けられる。

ただし、イギリスへの査証なしの入国については、コモンウェルス市民のうち、オーストラリア、カナダ、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、そして南アフリカの6ヶ国の国民にのみ認められる⁽³¹⁾。また、移民規制や雇用規制なしにイギリスで自由に生活する居住権 (right of abode) が認められるのは、イギリス生まれでイギリス市民権を持つ父親や母親から生まれたコモンウェルス市民や、居住権を持つ男性と1983年1月1日以前に結婚した女性などであるが、コモンウェルス市民権がそれ以後も継続している必要があるため、たとえばアパルトヘイト期間中にコモンウェルスから離脱していた南アフリカの国民には居住権が認められない。それらとは別に、イギリス人の祖父母がいる場合、17歳以上でイギリスの公的基金などに頼らないで済むのならば、イギリスで仕事探しや就労ができ、5年後には状況次第で永住権が得られる規定もある。

このように、移住や入国に関する権限は極めて限定的だが、一旦イギリスに居住権を得たコモンウェルス市民は、選挙面で優遇される。本稿の序文でコモンウェルス市民の

Brexit賛否をめぐる投票事例を引用して紹介したが、すなわちコモンウェルス市民には、英国の選挙や国民投票に票を投じる権利を有している。宮内紀子によれば、イギリスでの選挙権は、1983年国民代表法 (Representation of the People Act 1983) の第1条で18歳以上のコモンウェルス市民とアイルランド共和国市民に認められており、その前者には「イギリス市民 (British citizens)、イギリス海外領市民 (British overseas citizens)、イギリス国民 (海外) (British nationals (overseas))、イギリス臣民 (British subjects) または各コモンウェルス構成国国民のいずれかの法的地位を有している者」が含まれているのだ⁽³²⁾。もちろん、イギリスでの居住実績が要件ではあるが、EU市民や他の外国人とは異なる重要な権利とみなせる。

なお、EU加盟国中では、離脱準備中のイギリスの他、キプロス共和国、マルタ共和国はコモンウェルスにも参加しているため、それらにはイギリスでの投票権が認められる旨の補足が加えられている⁽³³⁾。また、コモンウェルス加盟資格は時に停止されることがあるために、その間の選挙権については妥協的対応が必要となる。イギリスの選挙管理委員会のリストには、「コモンウェルス資格が一時停止になっている国のコモンウェルス市民は、投票権を保持する。彼らの投票権は、イギリス議会議法で1981年イギリス国籍法のコモンウェルス諸国のリストからも削除された場合にのみ影響を受ける」との補足説明が加えられている⁽³⁴⁾。実際に、フィジーやパキスタンやジンバブエが資格停止中だった際にも、その国民は引き続きコモンウェルス市民としての投票権を維持した。

ブルームの調査によれば、コモンウェルス諸国のうち、他国のコモンウェルス市民に被選挙権を認めているのは24%、選挙権は30%、査証なし入国は11%であった⁽³⁵⁾。労働査証なしでの就労を認めている国はない。ブルームが自身「最初のステップ」と位置付けたその研究で明らかにしたのは、コモンウェルス市民権の驚くほどの変則性である⁽³⁶⁾。彼女が主張するように、この状況は多くの緊張関係を生み、首尾一貫性の欠如につながっている。

コモンウェルス市民権で優遇されるのがごく一部の国民であり、ブルームが指摘する問題を生んでいるのも明らかだが、その一方で、コモンウェルス市民権が現在でも単なる題目ではない点にも着目するべきであろう。市民権の問題は、コモンウェルスの現状を反映しているのである。

むすびに代えて

本稿は、英連邦の後継機構であるコモンウェルスの状況を説明した後、英国臣民やコモンウェルス市民権概念の変容を取り上げ、コモンウェルス市民権の現状を説明した。

コモンウェルス市民の歴史は、イギリスの移民政策史の重要な一面を形成してきた。市民権をめぐる動きは、植民地の発展や英連邦・コモンウェルスの変容によって余儀なくされた政策変化の歴史であった。そもそも自治領諸国が住民を帰化する権限を有するようにならなければ英国臣民の概念を変更する必要もなかったし、カナダが英国臣民の

上位概念としての市民権を設定しなければ、コモンウェルス市民権を設定する必要も生じなかったのである。その意味で、市民権の問題は、イギリスが、自治領や植民地の発展に対応して、相互の議論を経て形作ってきた、コモンウェルス現代史の最も本質的な部分である。現在のいびつな市民権制度が、コモンウェルスにおける調整の葛藤の歴史の産物なのである。

本稿第2節で説明したとおり、1948年以降、コモンウェルス市民はそのイギリスにおける特権を失っていくし、イギリス以外の加盟国も、それぞれの市民権規定を優先させていく。イギリスでは、とりわけ1981年国籍法以降は、その市民権が重要性を大きく減じた点は明白であろう。もはや彼らは共通のアイデンティティを喪失したのだ。

Brexitに舵を切った今日のイギリスでも、「コモンウェルスを称賛する人はほぼ皆無」であり⁽³⁷⁾、各国にとってもすでにイギリスの重要性が減少しているとの指摘もある。しかし、実際の市民優遇措置を見ていくと、たとえそれが不完全で首尾一貫性に欠くとはいえ、今でも一定の機能を果たしていることも確かである。特に投票権については、コモンウェルス市民とイギリス在住のEU市民のステータスの差異となっている。

コモンウェルス自体もコモンウェルス市民権も、どちらも現代においては輪郭が捉えにくい存在感の薄い状態にある。しかし、形骸化したかのように見えるコモンウェルスの、そして名目のみのようにさえ見える市民権を理解することが、コモンウェルスの歴史と現状を理解する上でも重要であり、コモンウェルス市民権規定の今後の変容が、コモンウェルス自体の変化とも直結するに違いない。

注

- (1) 毎年のように加盟国や脱退国があり、その数は50ヶ国強の水準で頻繁に変動する。“Fast Facts on the Commonwealth,” *The Commonwealth* <<http://thecommonwealth.org/fastfacts>> 2018年2月20日閲覧。
- (2) 山本正・細川道久編著『コモンウェルスとは何か』ミネルヴァ書房、2004年、4頁。
- (3) 佐藤信行「コモンウェルス」『新版史料が語るカナダ』有斐閣、2008年、141頁。
- (4) “Gambia rejoins the Commonwealth after democratic election,” *The Telegraph*, Feb. 8, 2018.
- (5) “BREXIT and the Commonwealth,” *The Commonwealth* <<http://thecommonwealth.org/brexit-and-commonwealth>> 2018年2月23日閲覧。
- (6) “Commonwealth could be a saviour for Britain: Maximising relations with former colonies has never been a priority, but now may be the time to rebuild bridges,” *Irish Times*, August 10, 2016.
- (7) Ibid.
- (8) *Oxford English Dictionary*の“Commonwealth”の項を参照。
- (9) アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート著、水嶋一憲監訳『コモンウェルス:<帝国>を超える革命論(上)・(下)』NHKブックス、2012年参照。
- (10) “The London Declaration,” *The Commonwealth* <<http://thecommonwealth.org/sites/default/files/history-items/documents/London%20Declaration%20of%201949.pdf>> 2018年2月27日閲覧。
- (11) Statute of Westminster, 1931 [22 Geo. 5 Ch. 4].
- (12) 小川浩之『英連邦：王冠への忠誠と自由な連合』中公叢書、2012年、v頁。小川はコモンウェルスに「新英連邦」や「第二次英連邦」の語を当てて区別している。なお、コモンウェルスという語にこだわるならば、イングランドに由来するイギリスではなく連合王国を使用すべきとの議論もありうるが、筆者はその点には拘泥しない。
- (13) “Our History,” *The Commonwealth* <<http://thecommonwealth.org/our-history>> 2018年2月28日閲覧など参照。
- (14) Niall Ferguson, *Empire: How Britain Made The Modern World*, London: Penguin Books, 2004, p.365.
- (15) 小川『英連邦』中公叢書、128頁。
- (16) “Treaty of Waitangi,” *New Zealand History* <<https://nzhistory.govt.nz/politics/treaty-of-waitangi>> 2018年3月1日閲覧。
- (17) Maurice Ollivier ed., *The Colonial and Imperial Conferences From 1887 to 1937*, Vol. II: *Imperial Conferences*, Part I, Ottawa: Queen’s Printer and Controller of Stationery, 1954, pp.153-154.
- (18) Ibid., p.135.
- (19) 加藤普章「カナダの市民権」細川道久編『カナダの歴史を知るための50章』明石書店、2017年、174頁。
- (20) 加藤普章「カナダの国籍概念と選挙権：英国臣民からカナダ人へ」『大東法学』19(1)2009年10月、13-15頁；宮内紀子「1948年イギリス国籍法における国籍概念の考察：入国の自由の観点から」『法と政治』62(2)、2011年7月、特に172-173頁。
- (21) British Nationality Act, 1948 [1948 Chapter 56].
- (22) Canada, House of Commons, *Debate*, June 27, 1967, p.1989.
- (23) 浜井祐三子「第2章 多民族・多文化国家イギリス」木畑洋一編著『現代世界とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2007年、64頁。
- (24) Ibid., 70-71頁；小川『英連邦』中公叢書、195頁；Commonwealth Immigrants Act, 1962 [Chapter 21].
- (25) 宮内紀子「イギリス国籍法制の構造的転換：1981年イギリス国籍法における現代化及び国籍概念」『法と政治』63(2)、2012年7月、特に185-186頁。
- (26) 川北稔・木畑洋一編『イギリスの歴史：帝国=コモンウェルスの歩み』有斐閣アルマ、2000年、250頁。
- (27) 柄谷利恵子「脱国民国家型市民権の理論的考察の試み：英帝国及び英連邦を例にして」『比較社会文化』(九州大学大学院比較社会文化学府)7、2001年3月、93頁。柄谷は、理想主義的と批判される「トランスナショナル

ル市民権」論の議論を深めるために、帝国型、複合・連邦型、コスモポリタン型に分類し、その複合・連邦型の事例としてコモンウェルス市民権を取り上げている。

- (28) Ibid., 96頁。
- (29) Tendayi Bloom, “Contradictions in Formal Commonwealth Citizenship Rights in Commonwealth Countries,” *The Round Table*, Vol. 100, No. 417, Dec. 2011, pp. 640-641.
- (30) “Immigrants to Britain from Commonwealth Countries and Vice Versa,” IMMIgroup <<https://www.immigroup.com/news/immigrating-britain-commonwealth-countries-and-vice-versa>> 2018年3月7日閲覧。
- (31) Edward Reed, “UK Immigration for Commonwealth Citizens,” *Macfarlanes* <<https://www.macfarlanes.com/insights/2014/uk-immigration-for-commonwealth-citizens/>> 2018年3月7日閲覧。
- (32) 宮内紀子「連合王国における構成員とは? : 国籍と選挙権をめぐって」『九州法学会会報』2016年、47頁。
- (33) “List of Commonwealth Countries, British Overseas Territories, British Crown Dependencies and EU member states,” The Electoral Commission <https://www.electoralcommission.org.uk/__data/assets/electoral_commission_pdf_file/0009/79515/List-of-eligible-countries.pdf> 2018年3月5日閲覧。
- (34) Ibid.
- (35) Tendayi Bloom, “Contradictions in Formal Commonwealth Citizenship Rights in Commonwealth Countries,” p. 642.
- (36) Ibid., pp. 650-651.
- (37) “Commonwealth could be a saviour for Britain,” *Irish Times*, August 10, 2016.